

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和4年8月5日（金）午後2時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと1・2・3）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年8月5日（金）午後2時00分

- 1 会議録の承認
- 2 審議案件
教委第17号議案 高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別
支援学級用教科書の採択について
- 3 その他

[開会時刻：午後2時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。私は教育長の鯉渕と申します。インターネット中継を御覧の方は、この会議の御案内ページに会議資料を掲載しておりますので御確認ください。また、万が一、御覧いただいている際に不具合があった場合は、同じくこの会議の御案内ページに緊急用の中継先を掲載しておりますので、そちらで御覧ください。

初めに、会議録の承認を行います。7月8日の会議録の署名者は、木村委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月22日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○7/25～7/27 こども青少年・教育委員会（視察）

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、7月25日から7月27日までこども青少年・教育委員会の視察が行われ、片山総務課長が同行しました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/22 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト

(2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、7月22日に「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 中学校の部」が南公会堂で行われ、森委員と四王天委員が出席し、森委員は本選審査員を務めました。私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等ございますか。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

教委第17号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」。まず、今回採択する教科書の校種やこれまでの経過等について所管課から説明をお願いします。

学校教育企画部長の石川でございます。お手元のファイル資料のインデックス1番を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。教委第17号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」お諮りいたします。

2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。令和4年度横浜市教科書採択の基本方針に則り、横浜市教科書取扱審議会から答申が提出されたため、令和5年度に使用する高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の教科書採択について提案する。

3ページを御覧ください。本議案は、「(1) 高等学校において令和5年度に使用する教科書」、「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書」を採択することについて提案するものでございます。

次に、参考資料について御説明いたします。1枚おめくりいただきますと、資料1として5ページから8ページまで、令和4年5月12日の教育委員会で決定しました「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針」がございます。その中6ページには、「2 採択の基本原則」を示しています。また、「3 採択の観点」として、教科書採択に当たっての観点を(1)から(5)で示しています。なお、今後、審議会と申し上げる際は、「横浜市教科書取扱審議会」を指すこととさせていただきます。

7ページには「4 採択の流れ」と「5 調査研究について」を示してありますが、それを図にまとめたものを本年度の「教科書採択手順」として9ページに資料2として載せてございます。11ページから12ページには資料3として「横浜市教科書取扱審議会条例」を載せています。13ページには資料4として「高等学校で使用する教科用図書について」を載せています。ここまでの資料は、本日傍聴されている方々にもお配りし、ホームページにも掲載しているところでございます。

ファイルのインデックス2番から4番までは、審議会から教育委員会に提出された、「横浜市立学校の教科書の取扱い」についての答申でございます。答申につきましては、採択終了後、市民情報センターに配架し公開いたします。

次に、答申に至るまでの審議会及びその後の経過について御説明いたします。先ほど御覧いただきましたインデックス1番の7ページ「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針」の「4 採択の流れ」を御覧ください。(1)にありますように、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」を踏まえ、採択の観点に基づいて調査・審議を行うよう、令和4年5月12日付で審議会に諮問いたしました。

続きまして、審議会の審議経過について御報告いたします。審議会は、教育委員会の諮問を受け、5月20日、7月5日、7月9日の計3回開催されました。

9ページを御覧ください。こちらには、高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級で使用する教科書の採択手順を示しています。審議会でも専門的かつ綿密な調査研究を行うために、②、③、④にございますように、教科書調査員として任命された教員等が、⑥にございますように「教科書調査員報告書」を作成し、審議会に報告いたしました。また、高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級につきましては、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、これも⑥にございますように、各学校長が「教科用図書意見報告書」を審議会に提出いたしました。

審議会では、これらの資料や「教科書見本」などの資料に基づき、3回の審議

会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして、審議会で決定された答申が7月20日に教育長に手交され、教育委員会に提出されました。9ページの図では、⑦の部分でございます。答申につきましては、インデックス2番が鑑文、インデックス3番が高等学校用教科書、インデックス4番が特別支援学校及び個別支援学級用教科書となっております。教育委員の皆様には、「教科書見本」を御覧いただくとともに答申等に基づいた研究を進めてきていただいております。また、広く教科書見本を閲覧する機会を設けるため、横浜市立図書館全18館に感染症対策を取りながら、例年どおり教科書展示会を実施いたしました。図書館での展示会ではアンケートを実施しており、寄せられた感想につきましてはファイリングして教育委員室に置き、教育委員の皆様に見ていただける環境を整えさせていただきます。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますか。

特になければ、順次審議を進めていきます。まず、審議の順番ですが、初めに「高等学校において令和5年度に使用する教科書」、次に「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書」の順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採決を行います。

それでは、「高等学校において令和5年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。高等学校用教科書答申につきまして、高校教育課長から御説明申し上げます。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村でございます。では、高等学校用教科書答申について御説明いたします。

高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用教科書目録」に登載された教科書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を毎年採択します。

インデックス1番、13ページ、資料4「高等学校で使用する教科用図書について」を御覧ください。高等学校は、令和4年度の入学生から平成30年告示の学習指導要領が年次進行で実施となります。年次進行について図示したものがこちらの資料です。令和4年度使用教科書は、1年生のみが平成30年告示の学習指導要領に基づいて編集された教科書から採択を行いました。令和5年度に使用する教科書は、1年生及び2年生が平成30年告示の学習指導要領に基づいて編集された教科書から採択を行います。特に2年生については、今回初めて平成30年告示の学習指導要領に基づいて編集され検定を経た教科書から採択することになります。また、3年生以降については平成21年告示の学習指導要領に基づいて編集された教科書から採択を行います。

インデックス3番「令和5年度使用高等学校用教科書答申」を御覧ください。表紙をおめくりいただきますと、「答申する教科書一覧」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、その次のページから学校ごとに記載しております。前のページにお戻りください。答申理由を読み上げさせていただきます。

横浜市立の高等学校は、「横浜教育ビジョン2030」及び「第3期横浜市教育振興基本計画」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。高等学校では、教育理念や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで、「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書

(高等学校用)も含めて各学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。

その結果、教育理念、学校の特色、生徒の実態や重視する取組等を踏まえ、かつ、各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、令和5年度に使用する教科書として答申するものである。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっております。御覧ください。1ページは「金沢高等学校」の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年、年次、必修・選択の別が記載してあります。

例えば、来年度2年生で初めて使用する「論理国語」は3行目に、「古典探求」は4行目・5行目に記載してあります。このように、各校で履修する教科書において使用する教科書を記載しております。審議会では、各学校が提出した意見報告書にある選定理由と、教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断し、この答申がまとめられました。ほかの教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧としてまとめております。

高等学校用教科書答申の7ページを御覧ください。こちらは「横浜商業高等学校」の一覧です。横浜商業高等学校は、「商業科」「国際学科」「スポーツマネジメント科」の三つの科と、商業科の中に「Y校ビジネスチャレンジ」、略称「YBC」というコースがあります。御覧のように、学科、コースによって使用する教科書が異なっている教科がございます。学科、コースの目標や生徒の実態に応じて選定しているためです。また、9ページは、横浜商業高等学校で使用する一般図書を記載しております。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを使用できるようになっています。

ほかにも、横浜総合高等学校と戸塚高等学校定時制でも一般図書が挙げられています。13ページを御覧ください。「横浜総合高校」は、総合学科の特性を踏まえ、「数学I」や「数学A」の内容をより丁寧に学べる「数学実用α」や「数学実用β」という科目、音楽史など学ぶ「教養音楽」という科目や「中国語」など、多彩な選択科目を開設しているため、その科目に対応した一般図書を記載しております。

14ページを御覧ください。「戸塚高校定時制」は、確かな学力を身につけるための学校設定科目を開設しているため、その科目に対応した一般図書を記載しております。高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

鯉渕教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。

中上委員

中上です。今御説明がありましたが、教科書採択に当たりまして、これまで学校長の意見報告書、また、教科書調査員の報告書、横浜市の教科書取扱審議会答申について勉強を重ねてまいりました。今回の高等学校新学習指導要領の改訂のポイントの一つとして、外国語教育の充実があります。そこで、質問を一つと意見を述べたいと思います。

日本人は学校教育において、小学校から大学まで10年以上ありますが、熱心に英語教育を受けてきておりますが、卒業してからビジネスの場や国際交流、また、個人的な旅行など、いろいろな場面での実践力が弱いと指摘されております。私の世代は団塊の世代以降、大学受験戦争が非常に激しくて、その当時は単

語やフレーズの暗記、文法など、大学入試の受験対策としての英語教育に偏っていたように思います。今日のような英語でのディスカッションやディベートなどの授業を受けた記憶がございません。今回の改訂の各種報告書を拝見いたしますと、4技能5領域、いわゆる読み、書き、聞く、話す。「話す」というのも発表や討議という記述が多く見られました。新学習指導要領では、話すこと、発表とディスカッションについて改善点があったとお聞きしております。

そこで質問ですが、具体的には南高等学校や横浜サイエンスフロンティア高等学校などではどのような学習活動が行われているのか伺います。

次に意見ですが、御案内のとおり、「横浜教育ビジョン2030」では、「知・徳・体」に加えて横浜らしさとして「公」「公共心と社会参加」や、「開」「未来を開く志、自分を見つけて多様性を尊重し共生する力」、また、「グローバルな視点・視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力」など、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る」教育を目指しております。

そこで、グローバル社会に対応した英語の教育改革を、今まで以上に実践的な内容にさせていただくよう要望いたします。具体的には2点。1点目は、教科書・教材の充実と授業改善、また、英語指導助手(AET)の充実。最近は非常に充実していると思います。2点目に、社会貢献できる課題について発表、討論、考証ができる能力の開発をお願いしたいと思います。以上です。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村です。御質問・御意見ありがとうございます。英語につきましては、これまでも聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能をバランスよく育成することとされており、平成30年告示の学習指導要領では、その4技能のうち、話すことが「やり取り」と「発表」という二つに分けられ、5領域として整理されました。

御質問いただきました南高等学校や横浜サイエンスフロンティア高等学校も含め、市立高等学校では、例えば「英語コミュニケーションI」という科目では、「やり取り」の活動として生徒同士でインタビューをする活動や、教科書の本文で扱ったテーマを基にグループで話し合う活動などが取り入れられています。また、「発表」の活動として、教科書本文の内容を写真やイラストを用いて自分の言葉で語って聞かせるリテリングという活動が行われています。特に横浜スーパーグローバルハイスクールである南高等学校と横浜サイエンスフロンティア高等学校では、以前より課題研究の成果発表を英語によるポスターセッションで行っており、発表はもちろんのこと、聞き手からの質問に即興で英語で答える力などが育っています。ただいま御説明いたしましたように、今回回答申されている教科書には学んだ内容を「やり取り」や「発表」などの言語活動につなげる工夫がなされています。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。中上委員に御指摘いただきましたグローバル社会に対応した英語教育の部分でございますが、引き続き全ての市立高等学校全体で推進してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

よろしいですか。ほかに御意見はございますか。

森委員

御説明ありがとうございます。新学習指導要領では、新しく公民の科目として「公共」がスタートしたと思います。実際に答申されている教科書を読んだのですが、現代社会の課題に対していろいろと考えさせられる対策が含まれていました。興味深いなと思いました。改めてなのですが、この科目がどのような科目と

して設定されていったのか、そこを確認させてください。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村です。御質問ありがとうございます。今回の学習指導要領の改訂では、高等学校での学びを通して生徒が社会で求められる資質・能力を身につけられるようにすること、生涯にわたって探究を深める未来のつくり手になることを目指しています。そのために、主体的・対話的で深い学びの実現による授業改善が求められているところです。平成28年には選挙権の年齢が引き下げられ、更に今年度からは成年年齢が18歳に引き下げられました。高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなりました。このような背景を踏まえ、新科目「公共」は、現実社会の諸課題の解決に向け、社会に参画する主体として自立すること、他者と協働してより良い社会を形成することなどについて考察する科目として設定されました。教科書も18歳選挙権や成年年齢引下げに伴う契約に関することを取り上げたり、地球環境問題など、実際の社会の課題についても考えさせたりするものが見られます。

森委員

ありがとうございます。委員の森です。今御説明いただきました内容を踏まえて思ったことですが、高等学校における公民の学びと、そこまでつながってくる小中学校での学びを、これまでの教科書を見比べてみました。小中学校においては社会的な事象や諸課題の意味の理解、多面的・多角的な考察・説明、議論するといった力を身につけることをとても大事にしてきたと思いますが、「公共」においては教科書を見ていくと、その諸課題をどう解決するかにすごく重きを置かれているなど、読みながら思いました。

この答申の別紙一覧を見たのですが、選ばれている教科書はどれも、グループワークやディベートといった議論を通して自分の意見を深めていく場面が設定されていて、一つの正しさではなく、いろいろな答えがあり、その答えの背景にある考え方を知る場面が想定されているなど思いました。それを理解した上で、どうしたら共に答えを導き出していけるかという、その構成がすごく考えられていると思った次第です。あとは、そういった、一見対立する意見・主張の中でも、何か共通することがあるかなということを見出したり、その解決方法を探し続ける姿勢そのものがすごく大事だと思いますので、そういったことが育めるように随所に工夫が見られたと思います。

なので、この教科書を今度は生かしながら、教員がどういった役割を果たしていくかが大事になるかなと思いますが、教員の皆さんが根気よくファシリテーターの役割を果たしていくことと、あとは実際に根気強く共にいろいろな人と解決を見出そうとしている人たちが世の中にたくさんいますので、そういった人たちの姿勢に児童生徒が実際に触れることがますます重要になってくるのではないかと思います。以上、意見です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員

委員の四王天です。森委員と質問の傾向が似ているのですが、「情報Ⅰ」という科目が新しくスタートしております。今のデジタルネイティブ世代にとって、改めて体系化して学ぶ重要性を非常に強く感じております。そこで、小中学校でも学んできておりますので、小中学校で学ぶ内容とのつながりや、「情報Ⅰ」という科目として必修になった意義について、改めて教えていただきたいのですが。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村です。御質問ありがとうございます。まず、小学校・中学校で学ぶ内容とのつながりについてですが、今回の学習指導要領改訂の小学校・中学校・高等学校共通のポイントとして、情報活用能力が言語能力などと同様に学習の基盤となる資質・能力として位置づけられております。

このことを踏まえまして、まず、小学校においては、様々な教科等で文字入力など基本的な操作を習得し、そして新たにプログラミング的思考を育成しております。それを踏まえまして、中学校においては技術・家庭科の技術分野において、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングが加わるなど、プログラミングの内容の充実が図られております。そして、情報セキュリティに関する内容についても取扱いがございます。

このような小学校・中学校での学びを踏まえて高等学校においては、情報についての必修の科目として「情報Ⅰ」が新設され、全ての生徒がプログラミングのほかに情報セキュリティを含め、ネットワークやデータベースについて学習いたします。このように、小学校・中学校での学習が高等学校での学習につながっていくような形になっております。

次に、「情報Ⅰ」が必修になった意義についてですが、平成21年告示の学習指導要領の情報科では、「社会と情報」「情報の科学」の2つの科目からいずれか1科目を履修することとなっていました。多くの生徒が履修した「社会と情報」にはプログラミング等の内容がなく、「情報の科学」を履修しない生徒は必修の科目の中でプログラミング等を学ぶ機会がありませんでした。今回の改訂で情報科は「情報Ⅰ」と「情報Ⅱ」という科目に整理され、必修となった「情報Ⅰ」の中で生徒全員がプログラミングと科学的な内容について履修することとなります。

四王天委員

ありがとうございます。これからの時代を生き抜いていくにはとても必要なことであり、小中学校で学ぶSNSについては、いじめにもつながるような大事な部分だろうと思っておりますので、その正しい理解を深めていくことと、これについては誰も取り残されないように、きっちりと教育をしていただきたいと思います。この科目にも期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

ほかに。

大塚委員

大塚でございます。保健体育科の新学習指導要領で40年ぶりに精神疾患の予防と回復について学ぶことになりました。その復活の背景に、精神疾患発症のピークが10代前半ということが挙げられています。それまでの学習がなかったことが大きいと思いますが、実際に困っている児童生徒で精神疾患の知識がなく、自分の心の不調に気がつくことができない、偏見・差別を恐れて受診することもできない、精神疾患の知識が必要とされる社会的な状況というのでも挙げられていると思います。また更に、高校生の自殺原因として、うつ病が女子は最多、男子は3位となっていることも挙げられています。児童生徒が精神疾患についての知識を学ぶことは非常に重要です。しかし、知識の伝達にとどまらず、自分や身近な人への気づきに対して具体的な行動につなげることが大切だと思っています。確認なのですが、教科書ではどのような学習活動が想定されているのか、お伝えいただければと思います。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村です。御意見・御質問をありがとうございます。保健の授業では、生徒が自他の健康やそれを支える環境づくりに関心を持てるようにし、

健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うものとされております。今御指摘いただきました単元、精神疾患の予防と回復の授業では、例えば導入として、精神疾患の体験談や精神保健に関するニュースなどの題材を用いて、このことが生徒にとって身近なこととして捉えるきっかけにすることが考えられます。

また、精神疾患の特徴、生徒一人ひとりが心身の健康を保つ方法、精神的不調への対処の仕方、精神疾患のある人に対する支援、これらのことについて理解を深めるために、ワークシートを用いて自分の考えなどをまとめた上で、ペアワークやグループでの話し合いを行うことが想定されます。さらに、体育分野とも関連性を持たせて、心身のセルフケアの方法として、体ほぐしの運動や、スポーツで気分転換をするなどの学習活動も想定しております。

鯉渕教育長

ほかにございますか。

木村委員

木村です。それぞれの委員の質問あるいは意見、それに対する対応等々をお聞きした中で、また、高等学校の答申の別紙一覧に記載されている教科書と、学校から提出された教科用図書意見報告書も見させていただきました。また、教科書調査員報告書も拝見させていただきました。例年のことですが、とても詳細に丁寧なまとめられていると思っています。教科書取扱審議会では、これらの資料を基に審議し、答申していただいております。この中、先ほどの様々な質問あるいは返答の中で、今までの学習観はどちらかというと、教科書の中身、教材を覚えるというコンテンツの獲得にあったと思いますが、これからの学習は、そういったものに自ら飛びついて主体的に課題を設定したり、どう考えていくか、いわゆるコンピテンシーの育成だと思っています。そういったものをより多く行うための教科書ということ、様々なところで答申して出されていると思います。

これらのことから、高等学校の教科書について、答申の理由にあるとおりだと思しますので、答申された一覧のとおり採択するということではいかがかなと思っています。以上です。

鯉渕教育長

ほかにご意見はございますか。特になければ、これより採決に移りたいと思います。

木村委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございましたが、答申された一覧のとおり採択するということではよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、高等学校において令和5年度に使用する教科書について、答申された一覧のとおり採択いたします。

次に、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申について説明をお願いします。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネージャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネージャーの佐藤でございます。特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申につきまして、特別支援教育課長から御説明申し上げます。

特別支援教育課長の高木でございます。よろしくお願ひいたします。では、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」について御説明いたします。

インデックス4番「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと、「答申する教科書」と「答申理由」が記載してあります。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、その次のページから記載してありますが、まず、「答申理由」を読み上げさせていただきます。

横浜市立の特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校が、その教育課程の下で、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等をふまえ、かつ、各児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである。

以上でございます。

答申理由にもありますとおり、本市の特別支援学校及び個別支援学級において使用する教科書は、一人ひとりの障害の状態に応じて適切な教科書の選定を行います。

まず、対象児童生徒が在籍する学年の検定済教科書を使用して学べるのかを検討します。それが適当でない場合は、下学年使用と言いますが、下の学年の検定済教科書の使用を検討します。それも適当でない場合は、文部科学省著作教科書や市販されている本の中から一般図書の使用を検討します。一般図書を検討する場合、教育委員会事務局が作成した「教科用図書選定参考一覧」の中からまず検討し、それでも適さないと判断した場合には、選定参考一覧以外の一般図書を検討します。

以上のような流れで、一人ひとりに適した教科用図書について検討していきます。

審議会では、答申をまとめるに当たり、下の学年の検定済教科書の使用、文部科学省著作教科書及び一般図書の使用を希望する特別支援学校及び小・中・義務教育学校からの意見報告に基づき審議を行いました。特に、多くの学校で使用実績のある著作教科書及び一般図書については、教科書調査員が調査を行いました。

審議会では、学校から提出された意見報告書と、「教科書調査員報告書」の内容を照らし合わせて慎重に検討を行い、一人ひとりの児童生徒の障害の状態に応じて教科の目標の実現を図ることができる教科書と認めたものを答申としてまとめました。なお、特別支援学校及び個別支援学級で使用する教科書は、毎年採択を行っていますが、これは児童生徒一人ひとりの障害の状態や学習状況を踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った教科書を選定することとしているためです。

では、答申について御説明いたします。

答申1ページを御覧ください。「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、種目、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されています。以下、4ページから「2 中学部」、7ページから「3 高等部」と続きます。

もう一度、1ページにお戻りください。盲特別支援学校小学部における検定済教科書の一覧が記載されています。アスタリスクがついている種目は、点字版教科書の原典となる検定済教科書です。盲特別支援学校小学部では、点字教科書を使う児童と活字教科書を使う児童と一緒に学ぶため、点字教科書が発行される種目は、その点字教科書の原典となる検定済教科書を使用します。それ以外の種目は、市立小学校と同じ教科書を使用します。2ページには、文部科学省著作教科書が記載されています。こちらは検定済教科書のうち、記載されている6種目の「点字教科書」となります。点字教科書は検定済教科書の中から文部科学省が1種類選定し、発行者に点字訳を依頼しています。次が一般図書となっております。これは後ほど御説明いたします。2ページ下から3ページにかけて、教科書会社による検定済教科書の拡大教科書、及び点字図書の発行者による検定済教科書の点字教科書が記載されています。4ページ以降の「2 中学部」、「3 高等部」についても同様です。高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用しますので、国語から情報まで各種目について教科書を選んでいきます。9ページから11ページには、高等部専攻科で、あんまマッサージ指圧師等の資格を取得するために開設する授業で使用予定の一般図書が記載されています。

次に、12ページを御覧ください。「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「小学部」から順に「中学部」「高等部」と続きます。12ページには「小学部」及び「中学部」で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、一般図書を使用することができます。また、聴覚障害者用の文部科学省著作教科書が記載されています。これは「小学部」及び「中学部」で使用する言語指導の教科書です。13ページを御覧ください。「高等部」で使用する教科書が記載されています。聴覚障害特別支援学校の高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用しますので、国語から情報まで各種目について教科書を選んでいきます。加えて、高等部では「ビジネス科」を設置していますので、14ページには簿記など「商業科」の教科書も記載しています。

次に、15ページを御覧ください。「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」について、同じく「小学部」から「中学部」、「高等部」と続きます。15ページには、小学部及び中学部で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、一般図書を使用することができます。また、知的障害者用の文部科学省著作教科書（通称、「☆印（ほしじるし）本」）が記載されています。「☆印本」は、国語、算数・数学、音楽の3教科について、小学部で3段階の星一つから星三つ、中学部で2段階の星四つと星五つの教科書があります。16ページを御覧ください。高等部で使用する教科書が記載されています。知的障害特別支援学校の高等部では、多くの種目・教科で一般図書を使って学習しますが、音楽や美術については高等学校用の検定済教科書を使用する学校があります。下の学年の教科書として、市立小中学校で使用する検定済教科書や著作教科書「☆印本」を使用することもできます。

次に、17ページを御覧ください。「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」について、同じく「小学部」から順に「中学部」、「高等部」と続きます。肢体不自由

特別支援学校には、小学校、中学校、高等学校の教育課程に準ずる内容で学ぶ児童生徒や、知的障害を併せ有する児童生徒も幅広く在籍しています。17ページには小学部及び中学部で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することができます。続けて「高等部」で使用する教科書が記載されています。肢体不自由特別支援学校の高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用する生徒も在籍していますので、国語から情報まで各種目の検定済教科書が記載されています。また、下の学年の教科書として、市立小中学校で使用する検定済教科書や、著作教科書、星本、一般図書も使用することができます。

20ページを御覧ください。「V 特別支援学校（病弱）」について、「小学部」及び「中学部」の教科書を記載しています。病弱特別支援学校では、治療や療養を行いながら、また、入院に伴い一時的に転校し学習する児童生徒が在籍していますので、検定済教科書を使用します。また、下の学年の教科書の使用や、著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。

1枚おめくりいただきまして、21ページを御覧ください。21ページからは「VI 個別支援学級（小学校・中学校・義務教育学校）」の記載があります。「弱視」「知的障害」「自閉症・情緒障害」の順に記載してあります。

弱視個別支援学級では、市立小中学校で使用する検定済教科書や、その教科書を原典とした拡大文字の教科書・点字教科書を使用することができます。拡大文字・点字の教科書が発行されていない教科については、全国のボランティア団体に拡大文字や点字での制作を個別に依頼する場合があります。知的障害個別支援学級では、検定済教科書は市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することができます。「自閉症・情緒障害」「個別支援学級」についても、知的障害個別支援学級と同様です。

23ページを御覧ください。「一般図書一覧」とあり、これまで説明した各障害種の特別支援学校・個別支援学級で使用する一般図書をまとめて掲載しています。24ページから28ページまで、教育委員会事務局が作成し、各学校に提示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある約500冊の図書から選定した418冊の図書が記載してあります。主に知的障害の特別支援学校や個別支援学級で使用します。更に29ページには「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が81冊記載してあります。視覚障害の点字の一般図書も含まれています。この一般図書一覧では、合わせて499冊の一般図書が挙げられております。

教科書取扱審議会では、各学校が提出した意見報告書にある選定理由と、教科書調査員報告書にある教科書の特徴を検討し、選定は適切と判断しこの答申がまとめられました。「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用図書教科書答申」につきましては、以上でございます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。

中上委員

中上です。特別支援教育については、社会人としての自立する力と生きる力を身につけて卒業することが教育目標の一つになっていると考えております。これまで学校訪問で授業の説明をお聞きして、知的障害特別支援学校高等部の職業科の目標や、情報機器などを活用した職業科目の見直しが行われているという説明を頂きました。また、進路指導についても先生方が一人ひとりの実態に合わせた熱心な指導をされており、敬意を表します。また、仕事を通して地域貢献や働く

意欲など、特別支援の教育改善に努められていることも感謝したいと思います。また、就労だけでなく個別最適な学び、社会とつながる協働的な学びなどに取り組んでいることも承知しております。そこで質問ですが、特別支援学校高等部ではどのような視点で教科書を選んでおられるのか伺います。

高木特別支援
教育課長

御質問ありがとうございます。特別支援教育課長の高木でございます。まず、知的障害特別支援学校では、将来の自立を目指して、各教科の学習を通してコミュニケーション能力の向上、金銭管理、社会の制度や仕組みなど、日常生活に必要な知識・技能を学んでいます。また、先ほどお話のありました職業科の学習を通して、就労に必要な社会のルール、ビジネスマナーを身につけています。こうした内容を学習することを想定した知的障害向けの一般図書が発行されておりまして、今回の答申にも含まれております。また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の特別支援学校に在籍する生徒で、大学や専門学校への進学を目指している場合は、検定済教科書を使用して学習しております。答申でも各教科の高校の検定済教科書が選ばれております。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

森委員

御説明ありがとうございます。委員の森です。デジタル教材の活用について伺いたいと思います。ICT利用は、支援や配慮が必要な生徒児童にとっては非常に有効だと思っております。GIGAスクール構想においては、特別支援学校や個別支援学級においても一人に一台の端末が配付されて、授業ではiPadなどのタブレットをいろいろな場面で使っているとお聞きしています。今年度は横浜市も、文部科学省の事業である、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に参加しているとお聞きしていますが、具体的にそういったことも含めてデジタル教材がどのように授業の中で使われているか、お聞きしたいと思います。お願いします。

高木特別支援
教育課長

特別支援教育課長の高木でございます。今、森委員からお話がありましたとおり、市立の小・中・義務教育学校、特別支援学校の小学部・中学部が実証事業に参加しておりまして、個別支援学級、特別支援学校でもデジタル教科書を取り込んだタブレットを使っております。例えば、肢体不自由のある児童生徒がタブレット上で自分でページをめくったり、文字や画像を拡大して見たり、学習上の困難さの改善・克服を図って主体的な学びにつなげております。また、国語の授業などでは声優による読み上げ機能があるので、それを聞くことで物語への興味・関心が更に高まったり、それからディベートというのでしょうか、話し合い活動の動画を見てイメージを持ってから友達と話し合いに臨んだりということをしていて、デジタル教材を活用して学びの充実を図っております。以上です。

森委員

委員の森です。今お話しいただいたことにもすごくヒントがあると思うのですが、紙であろうとデジタル教材であろうと、一人ひとりの強みが活かされていくことや、一人ひとりの自己肯定感を育んでいくことにつながる教材を選ぶことが大事なポイントではないかと思えます。その中でもデジタル教材が得意なことは何だろうといったときに、一つは、文字を読んだり文章を理解することについて苦手意識を持っている児童生徒でも、今説明にあったように声優の読み上げ機能や、視覚的・音声的な情報を基に操作にチャレンジしたり習得できるなど、もう一つは、画面上でやり直しができることはデジタル教材のすごく大きな得意分野

かなと思います。画面上で安心してやり直しができるということは、安心して失敗ができるということでもあるかなと思ひまして、それは見通しを持つことが苦手な児童生徒にとって、失敗に対して抵抗感のある児童生徒にとってはこの上ない支援ではないかと思ひます。特別支援学校や個別支援学級において、一人ひとりに合った教科書や教材を選んでいらっしやると思ひますが、こうした中で教員の得意・不得意など苦手なことがハードルになるのではなくて、一人ひとりにとって表現が最大限引き出されるような教材を選んでいくこと、可能性を引き出していくことが大事かなと思ひます。

なので、この選定に当たってのプロセスは非常に大変なことだと思ひますが、そこにおける教師間の知識の共有が大事かなと思ひますので、それができるような体制強化ということもこの資料を見ながら感じました。以上です。

鯉渕教育長 御意見ということでよろしいですか。

森委員 はい。

鯉渕教育長 ほかにございますか。

木村委員 木村です。質問を1点、お願いします。知的障害者の児童生徒や聴覚障害の児童生徒が使う、特に低学年用の教科書では文字がなく、イラストや図だけで構成されているページも見受けられましたが、現場ではどのように指導されているのかお聞きしたいです。一般図書の中には、たしか塗り絵などではピーマンを緑色に塗るとの指示がありますが、色覚判別に困難のある児童生徒に対する指導はどうしているのでしょうか。なぜなら、多様性を考えた教科書が、用い方によってはより障害を重く感じるようなことになってしまうのではないかと思ひます。ここが少し気になる場所なので、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

高木特別支援教育課長 ありがとうございます。特別支援教育課長の高木でございます。今、2点御質問を頂いたかと思ひます。まず1点目、イラストや図だけで構成されている低学年用の教科書についてですが、言語を獲得する前のお子さんに対しては、そういったイラストや図だけで構成された教科書や教材を使って、音声と併せて指導していくことで、「物」と「物を表す言葉」を一致させて言語の習得をしていきます。例えば犬のイラストを見て、「犬」という名称と「ワンワン」といった鳴き声を覚えられるように指導しています。また、聴覚障害のおさんは音声を聞き取ることが難しいので、手話、あるいは音声と手話を併用して、「物」と「物を表す言葉」を一致させて言語を習得していきます。先ほど知的障害の著作教科書「☆印本」の話をさせていただきましたが、その著作教科書については指導書が発行されていますので、広く教員が使用することが可能となっています。

次に、色覚障害のある児童生徒への対応についてですが、まず、検定済教科書全般におきましては、紙面のデザインやイラスト、図版に判別しやすい色使いを用いるカラーユニバーサルデザインの配慮がされています。実際の指導に当たっては、先ほどおっしゃったような色の名称と実際の色のマッチングも学習の一つの内容ではありますが、例えば塗る範囲を認識する、クレヨンなどを使って色塗りができるなど、色の識別によらない学習課題も多くありまして、同じ教科書や教材を使っても児童生徒の一人ひとりの実態に合わせて目的は様々に設定されておりまして。また、図画工作などの教科では、個々の見え方や感じ方を大切に、例えばほかの児童生徒と異なる色合いの表現をしたとしても、自己の個性表現が

されているということの価値を認めるような指導を行うようにしています。

木村委員から御指摘のありましたように、そのことをもって障害を重く感じてしまうような指導にならないよう、注意してまいりたいと思います。説明は以上でございます。

木村委員

ありがとうございます。教科書を使った指導のイメージがとても分かりやすく納得できました。カラーユニバーサルデザイン、昔はありませんでしたが、私は実は色盲で、色の判断がなかなかできません。ですから、そういったものがトラウマになることも結構あったのですが、色を決めるのではなくて、個性豊かにそれをどう発揮できるか。ぜひそういった意味での進め方を行っていただくと次へつながっていくかなと思います。ありがとうございました。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。

大塚委員

大塚でございます。答申について意見です。各学校から、この子供にはこの教科書を使いたいという意見報告書を基に、審議会で丁寧に答申をまとめていただきました。横浜市は、一人ひとりの児童生徒の実態や学習のねらいに合わせて教科書が選ばれるシステムになっていると思います。個別支援学級の児童生徒が多い学校がまた増えておりますが、教科書の選定に時間がかかり、現場の先生方も大変かと思っております。ですが、一人ひとりの児童生徒の学びを考え、教科ごとにどの教科書を使うべきか丁寧に検討していただき選定していることは、私としては素晴らしいことだと思っております。意見です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員

四王天でございます。御存じのとおり、特別支援学校は、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱、知的障害の学校があり、個別支援学級では、知的障害でも自閉症、ダウン症、ADHD、LDなど、多種多様な児童生徒が在籍しています。障害の程度は軽度から最重度まで幅広く、その特性は一人ひとり異なるものでございます。ですから、幅広い児童生徒像に合わせるには、一律の教科書使用では十分な教育がされないことは明らかでございます。そうした中で、各学校は児童生徒の障害や特性と実態を把握した上で、成長に合わせて段階的で連続した学習ができるような教科書を、横浜市の場合は約1万人以上の児童生徒一人ひとりに応じて選定していることを意見報告書から確認いたしました。あちらに置いてあります分厚いファイルで確認させていただきました。また、教科書調査員報告書には、それぞれ図書の特徴が丁寧に書かれているとも思います。

答申は、これからの横浜市が目指すべき「一人ひとりを大切にする」という教育の実現に向け、特別支援学校や個別支援級の児童生徒一人ひとりの実態に合わせてまとめられていると思います。現場の意見が最重要だと認識しておりますので、答申された一覧のとおり採択することよろしいかと思っております。いかがでしょうか。

鯉淵教育長

ほかに御意見はございますか。特になければ、これより採決に移りたいと思います。

ただいま、四王天委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございましたが、答申された一覧のとおりということよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書」につきましては、答申された一覧のとおり採択いたします。

採択が終わりましたが、委員の皆様から、何か御質問等ございますか。

なければ、教科書採択に係る審議資料の関係で、所管課から追加で何か御説明がありますか。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。本日の教科書採択に係る審議資料につきましては、8月5日16時から市民情報センターに配架いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

鯉淵教育長

それでは、そのようをお願いいたします。

以上で、教委第17号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」の審議は終了です。

本日の案件は以上です。事務局から、報告をお願いします。

片山総務課長

7月22日に個人の方1名から「学力の定着に困難を抱える子どもへの学習支援」の今後の具体的施策に関する要望書が提出されました。また、8月3日に2団体から安倍元首相の「国葬」にかかる決定・指示等に関する要望書及び故安倍晋三元首相の国葬に際し、学校・教育機関での弔意の強制に反対する請願書が提出されました。この要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降お諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしく申し上げます。

次回の教育委員会臨時会は、8月19日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月2日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は8月19日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月2日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係職員以外の方も御退席ください。なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午後3時14分]